

- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
:JAS規格の制定について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第17講 第1～第4段
:業務用加工食品について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
:アサリの原産地表示について
- D【コーナー】 各種検定対策:景品表示法の設問を解く

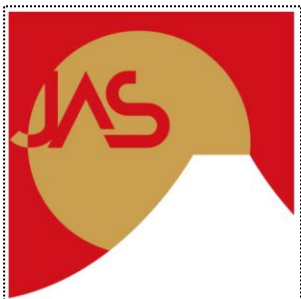
【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆ 「大豆ミート食品類」と「プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物」の日本農林規格が2022年2月24日に制定されました。

「大豆ミート食品類」と「プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物」は、高付加価値やこだわりのある規格(特色のある規格)に対する特色JASマークが附されます。

特色JASマークのデザイン

「富士山」と、日の丸を連想させる「太陽」を組み合わせたデザインです。



「ノウフク加工食品」も特色のあるJASです。ノウフクとは障害者が農林水産業に就労し、農林水産物の生産行程に携わる取組のことです。

農林水産省庁HPの情報から作成

「大豆ミート食品」の要件

- ①肉様の特徴を有すること。
 - ②動物性原材料を一切使用しないこと
 - ③大豆たん白質含有率が10%以上であること。
 - ④アミノ酸スコアが100の大豆ミート原料を使用すること。
- また、「調製大豆ミート食品」は大豆たん白質含有率が1%以上であり、乳・食用鳥卵の動物性原材料と動物性原材料由来の調味料の使用が認められています。

プロバイオポニックス技術は国立研究開発法人 農研機構の新技术による養液栽培の名称です。

プロバイオポニックスは、プロバイオティクス(人体に良い影響を与える微生物、又は、それらを含む食品)とハイドロポニックス(水耕栽培、養液栽培)を掛け合わせた造語です。

養液栽培とは、土を使わず、培地や培養液中に根を張らせ、根に無機養分を与えることによって農産物を生産する栽培技術です。養液栽培のうち、ロックウール等の培地に根を張らせるものを培地耕栽培と、また、培地を使わず培養液中に根を張らせるものを水耕栽培があります。

※ 解説はPage 1-2 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第17講 業務用加工食品

第1段 業者間取引

従来、業者間取引は、業者間の私的契約に基づき商品に関する情報伝達は仕様書等により適切に行われていると考えられてきました。しかしながら、平成19年の牛ミンチ事案のように、原料メーカーが牛挽肉に豚挽肉、鶏挽肉、豚内臓肉又は鴨挽肉を混入し、意図的に牛挽肉と表示し、一般用加工食品の製造メーカーなど18社に販売した偽装表示事件がありました。このように加工食品の最終製品の製造業者等に表示義務を課すだけでは、最終製品の表示の正確性を確保できない場合が生じてきました。

このため、当該事件をきっかけにして川上の原料メーカーに対しても表示を義務付けました。業者間取引における情報伝達を法的に義務の対象とすることにより、不正表示に対する抑止力を高め、最終製品に正しい表示が行われるようにすることを目的として、平成20年4月から取引される商品に表示が義務付けられました。

ここで、業務用加工食品とは、加工食品のうち、一般消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいいます（表示基準第2条）。このため業務用加工食品は主に一般用加工食品の表示作成に資する情報が義務付けられていることとなります。

なお、インストア加工業者であっても、食品を他の事業者へ販売し、それが表示を義務付けられる一般用加工食品となる場合には、業務用加工食品としての表示が必要となります。川上の中間にある原料供給元である卸売業者（帳合業者を除く）も表示義務の対象となります。このため卸売業者は表示責任者となることから、義務表示事項についての情報を把握し、適切に伝達を行う必要があります。商品包装以外に送り状、納品書等又は規格書等仕様書に表示されている場合は、その情報を伝達する必要があります。

また、法人が異なればグループ企業間の販売も「業者間」の取引になりますので、表示義務の対象となります。なお、義務表示事項が全て容器・包装に既に記載されていれば、卸売業者は改めて表示を行う必要はありません。

※続きはPage 2-2～10（会員）で記載しています。

■ 調査の目的と結果

国内で販売されるあさりについては、立入検査や科学的分析の結果等から、外国産あさがり混入している疑いがある国産あさがりが多量に流通していると推測されました。

令和3年10月から12月末までの間、全国の広域小売店において調査した結果、漁獲量を大幅に上回る量の熊本県産あさがり販売されていることが推測され、また、科学的分析の結果、買い上げた熊本県産あさりのほとんどが「外国産あさがり混入している可能性が高い」と判定されました。

漁獲量と輸入量の状況

- (1) 令和2年の国産あさりの漁獲量は4,400トン。
- (2) 外国産あさりの輸入量は減少傾向にあるものの、令和2年の国内あさり流通量の約9割となっています。⇒国産あさは1割しかない。



最も販売割合が高い熊本県産あさりの推計販売数量 2,485 トンは、熊本県産あさり令和2年の漁獲量 21 トンを大幅に上回る結果となりました。

※ 解説は Page 3-2~5 (会員) で記載しています。

■ 2021年度 消費生活相談員資格試験の景品表示法の設問を解く

17. 問題①から④のそれぞれについてア～オの文章の中から、誤っている文章を2つ選んで、その記号を解答用紙の解答欄に記入(マーク)しなさい。

③ 以下のア～オは、景品表示法に関する問題である。

ア 商品、容器又は包装による広告及びこれらに添付したものによる広告は、表示に該当する。

イ 優良誤認表示及び有利誤認表示に該当するには、表示をした事業者の故意又は過失が必要である。

ウ 商品の品質に関して不当表示が行われた場合、規制の対象となる事業者は、不当な表示についてその内容の決定に関与した事業者である。

エ 「著しく優良であると示す」表示に当たるか否かは、一般消費者に、「著しく優良」と認識されるか否かという観点から判断される。

オ 適格消費者団体は、事業者が優良誤認表示又は有利誤認表示を現に行っているときは当該行為の差止を請求できるが、当該行為を行うおそれがあるのみでは差止を請求できない。

※ 解説はPage 4-2 (会員) で記載しています。

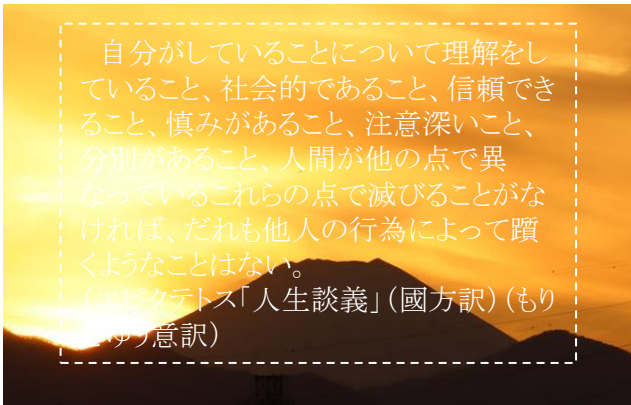
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2022年(令和4年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。また、各種検定に役立つ問題の解説コーナーを新たに設けました。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2022年 2月号】



自分がしていることについて理解をしていること、社会的であること、信頼できること、慎みがあること、注意深いこと、分別があること、人間が他の点で異なっているこれらの点で減びることがなければ、だれも他人の行為によって躓くようなことはない。
(エピクテトス「人生談義」(國方訳)(もりやう意識))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。